平成２９年（フ）第７２７号
神奈川県平塚市纏317番地の５
債務者　栗田　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１０号
熊本県合志市富岡2000番地1293
債務者　富永　民恵
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
熊本県菊池市泗水町吉富429番地６
債務者　安武　沙織（旧姓福田・後藤）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
山口県防府市勝間３丁目１番３号
債務者　山本望菜美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
山口県光市光井７丁目17番18―204号
債務者　國本みどり
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴706番地１（エステート柴田301号室）
債務者　野村　則雄
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１５号
岐阜市福富天神前344番地　（アクティブワン　スマイル　212号室）、前住所岐阜市三田洞東２丁目22番１―101号　（市営住宅三田洞団地）
債務者　佐村　幸夫
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１３号
鹿児島県姶良市蒲生町漆978番地
債務者　染川　輝幸
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
鹿児島県霧島市国分松木町９番19号　フレグランスナカムラＡ棟102号室
債務者　中島　和則
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第７５２号
宮城県多賀城市高橋１丁目20番４号　ロフティ高橋Ⅰ―101号、住民票上の住所山形県酒田市観音寺字町82番地
債務者　池田　卓矢
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１５号
仙台市青葉区北根３丁目18番１―906号、従前の住所仙台市泉区上谷刈字橋元50番地の20
債務者　鵜沼　　伸
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２６号
宮城県富谷市ひより台１丁目15番地12　ノースポイントひより台201
債務者　今泉　和徳
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
宮城県亘理郡山元町山寺字大平32番地202
債務者　渡邊　賢治
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
仙台市泉区黒松３丁目２番３―502号、従前の住所仙台市青葉区角五郎１丁目３番25―206号
債務者　菅原　拓之
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
福島県いわき市泉玉露６丁目21番地の２　Ｃ棟
債務者　齋藤　亮介
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３号
福島県いわき市江畑町塙34番地の２　千寿荘、従前の住所福島県いわき市勿来町窪田橋塚41番地の３　橋塚アパート203
債務者　相樂世美子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福島地方裁判所いわき支部